

## 静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例案に対する意見公募結果

- 1 募集期間 令和4年8月15日（月）から9月15日（木）まで
- 2 募集方法 郵送、ファクシミリ、持参、市ホームページからの電子申請
- 3 募集結果 (1) 意見提出者・意見数 42人（128件）  
(2) 意見提出者の居住区又は通勤・通学区 葵区22人、駿河区10人、清水区10人
- 4 意見内容及び意見の反映結果

意見の反映結果	・ 条例案に盛込済（既に条例案に盛り込み済みであるもの）	: 109件	※複数の項目に該当する意見もあるため総意見数と一致しません。
	・ 条例案に反映（意見を受けて、新たに条例案に反映したもの）	: 0件	
	・ 今後の運用で参考とする（今後、条例を運用していく事務の中で参考とする意見）	: 17件	
	・ その他（上記取り扱い以外の意見や市政全般に対する意見）	: 14件	

### ■項目1 今回の条例（案）では、不良な生活環境を、原因となる人への支援を通じて解消していこうとしています。この考えに共感しますか。

意見人数 (意見件数)	主な意見要旨	本市の考え	条例案に盛込済 (43件)	条例案に反映 (0件)	今後の運用で参考にする (1件)	その他 (0件)
はい 42人 (43件)	・ 不良な生活環境を作り出す原因者が抱える根本的な問題を支援・解消してほしい。	28件 本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3：基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとします。	○			
	・ 不良な生活環境を解消してほしい。	7件 「2：定義」で建物等における物品の堆積・放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂など、その建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、これらの不良な生活環境を解消し、予防及び再発防止を推進していくことを、「1：条例の目的」としています。	○			

意見人数 (意見件数)	主な意見要旨		本市の考え	条例案に 盛込済	条例案に 反映	今後の運用 で参考に する	その他
はい 42人 (43件)	・ 条例を制定してほしい。	3件	今回のパブリックコメント等で市民意見を聴取したのち、議案を上程し、条例制定手続きを進めていきます。	○			
	・ 堆積物を撤去するだけでは、再発のおそれがある。	2件	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の背景には原因者の心や身体の状態や地域での孤立があることに鑑み、福祉的な視点から、原因者の抱える問題に寄り添っていくことを基本とした条例案としています。 また、再発を防止するため、市、地域住民、関係機関などと協力し、見守りなどの取り組みを行い再発防止のための支援を行うことを条例案に盛り込んでいます。	○			
	・ 不良な生活環境の原因者がまず主体的に解消に取り組んでほしい。	1件	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消は、原因者が自分で解消することを原則としております。	○			
	・ 廃棄物部門が所管することで、不良な生活環境の原因者が抱える問題が解消できるのか疑問がある。	1件	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の背景には原因者の心や身体の状態や地域での孤立があることを鑑み、福祉的な視点から、原因者の抱える問題に寄り添っていくことを基本とした条例案としています。 支援の実施にあたっては、福祉部局を主体とした対策会議を設置し、関係部局が情報共有する中で、原因者が抱える問題の解消に取り組んでいきます。	○		○	
	・ 支援で解消できない場合は、措置を実施してほしい。	1件	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例案で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
いいえ 0人 (0件)	意見はありませんでした。	—	—	—	—	—	—

■項目2 今回の条例（案）では、物品の堆積又は放置などについて、支援を行ってもなお不良な生活環境が解消せず、周辺的生活環境に対して著しく影響を及ぼす場合、「命令」、「行政代執行」などの強制力のある措置を行う場合があります。この考えに共感しますか。

意見人数 (意見件数)	主な意見要旨	本市の考え	条例案に 盛込済 (43件)	条例案に 反映 (0件)	今後の運用 で参考に する (4件)	その他 (0件)
はい 37人 (39件)	・ 支援で解消できない場合は、措置を実施してほしい。 19件	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例案で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
	・ 措置により、周辺に及ぼす影響を減らしてほしい。 7件	「2:定義」のとおり、建物等における物品の堆積・放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂など、その建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、これらの不良な生活環境を解消していくことを目的としています。 また、「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例案で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			

意見人数 (意見件数)	主な意見要旨		本市の考え	条例案に 盛込済	条例案に 反映	今後の運用 で参考にす る	その他
はい 37人 (39件)	・ 周辺に著しい影響等が及ぶ場合は措置も必要であるとする。	4件	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例案で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
	・ 措置に至る前に支援を尽くしてほしい。	4件	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とすることを、本条例案の基本方針として規定しています。	○			
	・ 「措置」としての「指導」を規定してしまうことで、原因者への指導がしづらくなってしまうようにしてほしい。	1件	「措置」としての指導は、その後の勧告、命令等の実施を視野に入れて行うものであり、口頭による片付け等の説得・指導などは、原因者との通常の接触・折衝の中で適切に実施していきます。	○		○	
	・ 措置は実効力を伴うものとしてほしい。	1件	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例案で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			

意見人数 (意見件数)	主な意見要旨		本市の考え	条例案に 盛り込	条例案に 反映	今後の運用 で参考に する	その他
はい 37人 (39件)	・再発防止の観点から、できる限り強制的な措置を行わずに解決してほしい。	1件	「3:基本方針」のとおり不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とすることを、本条例案の基本方針として規定しています。 また、再発を防止するため、市、地域住民、関係機関などと協力し、見守りなどの取り組みを行い再発防止のための支援を行うことを条例案に盛り込んでいます。	○			
	・措置にあたっては第三者の公平な視点や判断を取り入れてほしい。	1件	「8:措置」「10:審議会」のとおり、「物品等の堆積又は放置」について、本条例案の規定により強制力のある措置である命令・代執行などを行う場合は、市の諮問機関として設置する「審議会」にて、公平な視点から意見を頂くこととしています。	○		○	
	・税金を使っているため、安易な行政代執行は行わないでほしい	1件	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とすることを、本条例案の基本方針として規定しています。 また、「8:措置」「10:審議会」のとおり、命令・代執行などの強制力のある措置を行う場合は、市の諮問機関として設置する「審議会」にて、公平な視点から意見を頂きながら、実施を検討していきます。	○		○	
どちらともいえない 2人 (3件)	・措置に至る前に支援を尽くしてほしい。	1件	「3:基本方針」のとおり不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とすることを、本条例案の基本方針として規定しています。	○			

意見人数 (意見件数)	主な意見要旨		本市の考え	条例案に 盛り込	条例案に 反映	今後の運用 で参考にす る	その他
どちらともいえない 2人 (3件)	・ 周辺に著しい影響等が及ぶ場合は措置も必要であるとする。	1件	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例案で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
	・ どのような場合に措置を行うのか。	1件	どのような場合に措置を行うかについては、個々のケースで生じている不良な生活環境による影響を十分に検討し、他都市の事例を踏まえながら、総合的に判断を行います。 また、「8:措置」「10:審議会」のとおり、「物品等の堆積又は放置」について、本条例案の規定により強制力のある措置である命令・代執行などを行う場合は、市の諮問機関として設置する「審議会」にて、様々な分野の専門的な視点から意見を頂くこととしています。			○	
いいえ 2人 (2件)	・ 措置を行っても一時的な解消になるため、それより支援を手厚くしてほしい。	1件	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とすることを、本条例案の基本方針として規定しています。 また、措置を実施した後も、再発を防止するため、市、地域住民、関係機関などと協力し、見守りなどの取り組みを行い再発防止のための支援を行うことを条例案に盛り込んでいます。	○			
	・ 措置に至る前に支援を尽くしてほしい。	1件	「3:基本方針」のとおり不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とすることを、本条例案の基本方針として規定しています。	○			
未回答 1人 (0件)	意見はありませんでした。	—	—	—	—	—	—

■ 項目3 その他のご意見

意見人数 (意見件数)	主な意見要旨		本市の考え	条例案に 盛込済 (23件)	条例案に 反映 (0件)	今後の運用 で参考に する (13件)	その他 (14件)
31人 (41件)	・ 行政や地域による予防的な支援を行ってほしい。	6件	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消のみならず、発生の防止及び対策についても、基本方針に規定し、市と地域住民、関係機関などが協力して支援を行うこととしています。	○			
	・ 条例を制定してほしい。	4件	今回のパブリックコメント等で市民意見を聴取したのち、議案を上程し、条例制定手続きを進めます。	○			
	・ 市として条例を実効性あるものにしてほしい。(職員の増員・予算の配分・横断的な情報共有の場の設置等)	2件	条例を実効性あるものとしていくための職員の体制や予算については、今後必要なものを適切に確保していきます。 また、支援の実施にあたっては、福祉部局を主体とした対策会議を設置し、関係部局が情報共有する中で、原因者が抱える問題の解消に取り組んでいきます。			○	○
	・ 既存関係法令に関係する意見(動物愛護法)	3件	不適切な動物の飼育等により不良な生活環境が発生した場合は本条例で対応していきます。 また、動物愛護法に関するご意見については、今後の市政運営で参考にさせていただきます。			○	○
	・ 措置に至る前に支援を尽くしてほしい。	2件	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とすることを、本条例の基本方針として規定しています。	○			
	・ 条例施行後は躊躇することなく措置を行ってほしい。	2件	「8:措置」のとおり、支援を行っても不良な状態が解消しない場合、「物品等の堆積又は放置」については本条例案で規定し、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			

意見人数 (意見件数)	主な意見要旨		本市の考え	条例案に 盛込済	条例案に 反映	今後の運用 で参考に する	その他
31人 (41件)	・相談・通報先の窓口を分かりやすくしてほしい。	2件	市民の方からの相談・通報先の窓口については、分かりやすくなるよう、ホームページや広報紙などを通じて情報発信していきます。			○	
	・放任竹林が「立木及び雑草の繁茂等」に含まれるかなど、「立木及び雑草の繁茂等」については対象範囲や担当部署がはっきりしないのではないか。	2件	「2:定義」のとおり、本条例案では、立ち木及び雑草の繁茂に関する不良な生活環境を建物等におけるものと限定しているため、放任竹林については今回の条例案の対象となりません。 また、立ち木や雑草の繁茂については、個別の状況により対応部署は変わってくると思われませんが、庁内で連携して対応していきます。	○		○	
	・不良な生活環境を解消してほしい。	2件	「2:定義」のとおり、建物等における物品の堆積・放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂など、その建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、これらの不良な生活環境を本条例案で解消していくことを目的としています。	○			
	・ごみの持ち去りを規制する方策も盛り込んでほしい。	1件	ごみの持ち去りについては、持ち去ったごみが必ずしも不良な生活環境の発生に結びついている事例ばかりではないため、より規制効果を高めるためにも、資源ごみも含めて本条例案とは別に方策を検討していきます。			○	○



意見人数 (意見件数)	主な意見要旨	本市の考え	条例案に 盛込済	条例案に 反映	今後の運用 で参考に する	その他
31人 (41件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>不良な生活環境についての静岡市の現状と、どのように解決していくかを教えてほしい。</li> </ul>	<p>1件</p> <p>現在、静岡市では、物の堆積や放置、建物の不良な管理、動物の多頭飼育や不適切な給餌などにより、周辺の悪臭や騒音を原因とする身近な生活環境が悪化しているという相談が市民の方から多く寄せられています。</p> <p>こうした生活環境の悪化は、原因となる人の心や身体状況や地域での孤立などが要因となっているケースも多く、これまでの職員が生活環境の改善を支援してきましたが、対象者が支援を拒否する場合に市が不良な生活環境の解消を義務付ける仕組みがないこと、法令による対応ができるものであったとしても各関係法令を総合的に活用して、円滑に不良な生活環境の解消につなげる仕組みがないこと等から、生活環境の悪化が長期化するケースも生じています。</p> <p>そのため、今回それらの不良な生活環境を解消するために、原因となる人への支援を基本としながら、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼす不良な生活環境に対応するため、命令・行政代執行などの措置や各関係法令を総合的・横断的に活用した仕組みを備えた条例案を制定することとしました。</p>	○			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援に重点を置いてほしい。</li> </ul>	<p>1件</p> <p>「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とすることを、本条例案の基本方針として規定しています。</p>	○			

意見人数 (意見件数)	主な意見要旨		本市の考え	条例案に 盛込済	条例案に 反映	今後の運用 で参考に する	その他
31人 (41件)	・どのような支援を行うのか。	1件	不良な生活環境に対して行う支援は、「6 支援」の中で、「原因者に対する情報提供、助言その他必要な公的支援」、「地域住民、関係機関などに対する情報提供」、「一般廃棄物に該当する堆積物の排出の指導又は収集」、「適切な飼い方の指導、動物の引き取り」、「立木等の伐採の助言」、「建物等に対する緊急時の応急対応、市営住宅への誘導」、「不良な生活環境が解消された後に再発を防止するための、市、地域住民、関係機関などと協力した見守り」などと具体的に規定しております。 さらに具体的な支援方法については、条例案の運用に併せて具体化していきます。	○		○	
	・支援を行う組織は一元化したほうがいいのか。	1件	支援の実施にあたっては、福祉部局を主体とした対策会議を設置し、関係部局が情報共有する中で、原因者が抱える問題の解消に取り組んでいきます。			○	
	・動物愛護法や空き家特措法など、既にある関係法令や措置についての条例は、それぞれ別で定めたほうがよいのではないか。	1件	「1:目的」のとおり、物の堆積や放置、建物の不良な管理、動物の多頭飼育や不適切な給餌などによる周辺の悪臭や騒音を原因とした身近な生活環境の悪化についての相談が市民の方から多く寄せられる中で、こうした市民の方の悩みをまずは受け止め、庁内で連携して対応していくため、今回これらを一括で条例案化することとしました。	○			

意見人数 (意見件数)	主な意見要旨		本市の考え	条例案に 盛込済	条例案に 反映	今後の運用 で参考に する	その他
31人 (41件)	・ 既にある関係法令や罰則の枠組みが十分に活用されてきたのか検証も必要だと考える。	1件	不良な生活環境の解消に向けて、これまでの関係法令を活用した事例の振り返りや検証も行っていきます。			○	
	・ 既存関係法令に関する意見（空き家特措法）	1件	空き家特措法に関するご意見については、今後の市政運営の中で参考にさせていただきます。				○
	・ 生活騒音に対する対策も盛り込んでほしい。	1件	「2：定義」とおり、建物等における物品の堆積・放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂などによる悪臭や騒音については不良な生活環境と定義しており、これらの不良な生活環境を本条例で解消していくことを目的としています。 なお、個人のお宅から日常生活に伴って発生する生活騒音につきましては、法令等の規制の対象とはならない場合もありますが、市では当事者間での解決を図るための市民相談室の紹介などを行っておりますので、ご相談ください。				○
	・ 建物の所有者（大家）に対する責任も盛り込んでほしい。	1件	「4：市及び市民の責務」の「市民」には、建物等の所有者も含まれるため、所有者の立場で「不良な生活環境の発生の予防」や「市の取組への協力」に努めていただきます。	○			
・ その他市政に対する意見	6件	頂いたご意見については、関係部局に情報提供させていただきます。				○	